

組 対 甲 達 第 6 号
生 企 甲 達 第 3 0 号
平 成 1 7 年 3 月 2 4 日

部 課 署 長 殿

共	00	01	10	150	長期
---	----	----	----	-----	----

石 川 県 警 察 本 部 長

国際組織犯罪対策推進要領の策定について(通達)

- 対号1 平成17年3月24日付け組対甲達第 1号、務甲達第45号、生企甲達第28号、捜一甲達第28号、交企甲達第26号、公甲達第11号「石川県警察組織犯罪対策要綱の制定について(通達)」
- 対号2 平成14年4月1日付け国際甲達第9号、生企甲達第28号、務甲達第52号「国際捜査事務担当者の指定について(通達)」

このたび石川県警察組織犯罪対策要綱を制定し、県警察が一体的に組織犯罪対策を推進することとしたところであるが、組織犯罪対策の重点の一つである国際組織犯罪対策を効果的に推進するため、下記のとおり「国際組織犯罪対策要領」を策定したので遺憾のないようにされたい。

なお、対号2は廃止する。

記

第1 目的

国際組織犯罪対策については、要綱第7の4において推進すべき基本的事項を定めているところ、具体的な推進体制及び実施事項を明確にすることにより、国際組織犯罪対策を効果的に推進することを目的とする。

第2 推進体制の確立

組織犯罪対策については、平成17年3月24日付け組対甲達第 1号、務甲達第46号、生企甲達第29号、捜一甲達第27号、交企甲達第25号、公甲達第12号「石川県警察組織犯罪対策推進本部の設置について(通達)」により、その総合的な推進体制を定めているところであるが、国際犯罪対策についてより具体的な対策を推進するため、警察本部における総括体制及び警察署等における体制を定めることとする。

1 警察本部における総括体制

(1) 国際犯罪捜査情報官等の指定

国際犯罪に関する情報の集約と分析を行い、都道府県警察間の情報交換の円滑化を図るため、刑事部組織犯罪対策課(以下、「組織犯罪対策課」という。)に次の者を置く。

- ア 国際犯罪捜査情報官
国際犯罪捜査に係る事務を担当する警部の階級にある者をもって充てる。
- イ 国際犯罪捜査情報補助官
国際犯罪捜査情報官を補助する警部補の階級にある者をもって充てる。

(2) 国際犯罪捜査情報官等の役割

- ア 国際犯罪捜査情報官等は、必要に応じ関係部門と連携の上、国際犯罪に関する実態及び捜査状況の的確な把握と情報の分析を行うとともに、各都道府県警察間の情報交換及び関係機関との連携に努め、また、国際犯罪に関する情報管理システムに係る情報管理を行う。
- イ 国際犯罪捜査情報官は、数都道府県に関する情報を入手した場合、外国捜査機関に対する協力要請が必要な場合又は当事者間で調整の困難な事案が発生した場合に、直ちに警察庁及び管区警察局に報告する。

2 警察署等における体制

(1) 国際捜査業務を取り扱う者の指定

対策を推進する上で窓口一元化の必要性が高い警察本部の事件主管課及び警察署に、別表のとおり国際捜査業務を取り扱う次の者を定め、業務の迅速的確な推進を期することとする。

- ア 国際捜査事務調整者
国際捜査業務が適正に行われるよう調整を行う。
- イ 国際捜査事務担当者
国際捜査業務が適正に行われるよう所属において指導を行う。
- ウ 国際捜査事務担当補助者
国際捜査事務担当者を補助する。

(2) 特に配意すべき国際捜査業務

- ア 来日外国人が関係する事件が発生したときの組織犯罪対策課への報告・連絡
- イ 外国人犯罪関連情報の組織犯罪対策課への報告
- ウ 領事機関への通報
- エ 国際海空港手配における出国確認留保該当者通知及び出入国手配
- オ 外国人被疑者を逮捕した場合の通訳人の要請・運用、及び法務省入国管理局等他官庁への照会等必要な措置

第3 推進すべき実施事項

1 実態解明及び取締りの強化
(略)

2 国際的な捜査協力の推進

外国の関係機関等に対する捜査協力の依頼については、組織犯罪対策課を通じて積極的に行う。

特に、国外逃亡のおそれがある被疑者については、迅速かつ的確な国際海空港手配等により、その国外逃亡を阻止するとともに、組織犯罪対策課を通じて

迅速に外国の関係機関等に対して所在捜査を依頼するなどにより、その追跡を徹底する。

また、外国の関係機関等からの捜査協力の依頼についても、相互主義の観点から、誠実かつ迅速に対応する。

3 不法滞在及び不法就労防止のための指導啓発活動の推進

現在、日本国内の不法滞在者は二十数万人と推定され、平成8年以降、外国人検挙人員の過半数を占めている。また、外国人不法就労問題は我が国の経済、国民生活その他社会に様々な影響を与えている。こうした不法滞在者問題、不法就労者問題について社会の正しい理解を得るための指導啓発活動を推進し、もってこれら犯罪の防止に努める。

特に、外国人を雇用し又は雇用することが予想される企業等に対して、不法就労を防止するための気運の醸成を図るとともに、外国人労働者の適正な管理を促すよう、労働局、風俗環境浄化協会その他の関係団体等と連携し、不法滞在及び不法就労防止のための指導啓発活動を効果的に推進する。

(国際捜査係 4 5 4 2)